（※）文中の　　　は、申請者の実情等に応じて適宜改変すべきもの。

|  |
| --- |
| 手続実施結果報告書（注[[1]](#footnote-1)） |

申請者宛ての報告であることに注意。

令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 経済産業株式会社 |
| 取締役会御中（注[[2]](#footnote-2)）確認作業を行った公認会計士・税理士の所属・氏名を。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認者の名称 | 印 |

**手続実施結果報告書の目的並びに配布及び利用制限**

本報告書は、経済産業株式会社（以下「会社」という。）の作成した令和7年度（注[[3]](#footnote-3)）の賦課金に係る特例の認定申請書（以下「申請書」という。）における、許可申請のために必要な○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までの事業年度に関連する事項に関して、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項」及び「同法施行規則第29条」の規定並びに「同法施行規則様式第14」に基づき、申請書に記載された次の記載内容のみを対象として実施された手続及び手続実施結果を報告する目的で作成されている。したがって、本報告書は他の目的に適さない可能性がある。本報告書は会社と規制当局のみを利用者として想定しており、会社と規制当局以外に配布及び利用されるべきものではない。

1. 「第１表 申請事業及び申請事業所に関する事項」に記載されている「事業の種類」及び「当該事業の内容」（以下、「第１表の事業の識別」という。）並びに「当該事業の売上高」（以下、「第１表の売上高」という。）
2. 「第３表 申請事業を営む事業所における事業ごとの電気の使用量」に記載されている「指標の数値」（以下、「第３表の指標」という。）

なお、上記の記載内容は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項」及び「同法施行規則第29条」の規定並びに「同法施行規則様式第14」により賦課金に係る特例の認定申請を行うために、申請書様式上の記載に基づいて会社によって作成され、申請書に記載されたものである。

当該手続業務は、監査又はレビュー等の保証業務ではない。したがって、私は意見又は保証の結論を表明するものではない（注[[4]](#footnote-4)）。

**実施した手続の範囲及び内容**（注[[5]](#footnote-5)）（注[[6]](#footnote-6)）

私は、申請書に記載されている第１表の事業の識別及び売上高並びに第３表の指標の正確性を評価することに限定して実施結果が利用されることを想定し、以下の手続を実施した。

事業の識別方法を確認します。

（第１表　事業の識別関連）

1. 事業の識別方法及び事業別売上高の集計に関して、会社から事業所別・部署別（注[[7]](#footnote-7)）の売上高をいずれの事業売上高として集計するかについて説明を受けた上で、会社の最高意思決定機関である取締役会に対する売上高の報告において、第１表の売上高を分類するために使用された事業分類が用いられていることを示す記述の有無を確かめるために、○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までの事業年度に関する会社のすべての取締役会の議事録を閲覧した。（＊）

申請事業の売上高を確認します。

（第１表　売上高関連）

1. 第１表の売上高を、○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までの事業年度に関して会社が作成した「売上高」事業別事業所別一覧表の該当する事業の「売上高」合計と突合した。さらに、「売上高」事業別事業所別一覧表の「売上高」の全社合計を同事業年度の総勘定元帳及び会社の計算書類に記載された売上高と突合した。（注[[8]](#footnote-8)）（＊）

申請事業の売上高が計算書類を基礎としているか確認します。

1. 「売上高」事業別事業所別一覧表の申請事業を営む事業所に該当する金額を当該事業所の「売上高」事業別取引集計表と突合した。（＊）
2. 総勘定元帳の「売上高」勘定に記録された取引のうち、申請事業を営む事業所に係る取引記録を事業所ごとに任意に○○件抽出し（注[[9]](#footnote-9)）、以下を実施した。
3. 抽出した取引記録に記載された売上高に関連して会社から提示を受けた代金請求記録の請求金額を突合した。（＊）
4. 上記（１）の代金請求記録の請求金額について、金融機関の通帳に記録された入金額と突合した。不一致の場合には、その理由について、会社から説明を受けた。（＊）
5. 上記（２）において、金融機関の通帳に記録のない場合には、取引記録に記載された売上取引を含む売上債権残高について、取引先から残高確認状を徴収し、残高を突合した。不一致の場合には、その理由について、会社から説明を受けた。
6. 上記（１）において会社から提示を受けた代金請求記録に記載された出荷日、出荷数量について、関連する出荷記録の提示を受け、記載された日付、数量と突合した。不一致の場合には、その理由について、会社から説明を受けた。（＊）
7. 上記（４）において会社から提示を受けた出荷記録を閲覧し、取引が申請事業を営む事業所に係る旨の記載の有無を確かめた。（＊）
8. 抽出した取引記録に記載された売上高が、上記３．の当該事業所の「売上高」事業別取引集計表に当該事業所の金額として計上されていることを確かめた。また、計上に当たって実施している事業の分類方法が、上記１．において聴取した事業所別・部署別による事業分類の方法と合致していることを確かめた。（＊）

申請事業所に関する取引記録をランダムに抽出し、それらが申請事業所に関する記録であることを確認します。また、それらが手続１．で確認した事業の識別に則して事業ごとに分類されていることを確認します。

1. 総勘定元帳の「売上高」勘定に記録された取引から、申請事業を営む事業所以外の事業所に係る取引を任意に○○件抽出し（注[[10]](#footnote-10)）、以下を実施した。
2. 取引記録に記載された売上高について、抽出した取引に関連して会社から提示を受けた代金請求記録の請求金額を突合した。（＊）
3. 上記（１）において会社から提示を受けた代金請求記録に関連する出荷記録を閲覧し、取引が申請事業を営む事業所以外の事業所に係る旨の記載の有無を確かめた。（＊）
4. 取引が当該事業所の「売上高」事業別取引集計表に当該事業所の金額として計上されていることを確かめた。（＊）

申請事業所以外の事業所に関する取引記録をランダムに抽出し、それらが申請事業所に関する記録では“ない”ことを確認します。

（第３表　指標関連）（注[[11]](#footnote-11)）

1. 第３表の指標（売上高）の各事業所の事業別金額を、○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までの事業年度に関して会社が作成した「売上高」事業別事業所別一覧表の申請事業を営む事業所に該当する金額と突合した。（注[[12]](#footnote-12)）（＊）

経済的指標を使用する際の確認手続です。本例では、「売上高」を使用しています。

なお、他の経済的指標を使用する場合の手続の例示については別紙をご参照ください。

また、経済的指標の記載が省略されている事業所については（注12）をご参照ください。

**手続の実施結果**（注[[13]](#footnote-13)）

（第１表　事業の識別関連）

1. 上記の手続１．について、閲覧したすべての取締役会議事録において、第１表の売上高を分類するために使用された事業分類に従った、事業別の売上高及び費用に関する報告の記述が認められた。

（第１表　売上高関連）

1. 上記の手続２．について、第１表の売上高の金額は、「売上高」事業別事業所別一覧表の該当する事業の「売上高」の合計金額と合致した。また、「売上高」事業別事業所別一覧表の全社合計の金額は、総勘定元帳及び計算書類に記載された金額と合致した。
2. 「売上高」事業別事業所別一覧表の申請事業を営む事業所に該当する金額と当該事業所の「売上高」事業別取引集計表の合計額は合致した。
3. 上記の手続4．について、総勘定元帳の「売上高」勘定に記録された取引のうち、申請事業を営む事業所ごとに、以下のように、取引記録を抽出し、関連記録の提示を会社から受け、各手続を実施した。

|  |  |
| --- | --- |
| 総勘定元帳から抽出した取引記録 | 関連記録 |
| 事業所 | 日付 | 金額（円） | 相手先 | 突合した関連証憑の名称（総勘定元帳との一致・不一致） | 左記不一致の場合の差異金額 | 突合した出荷記録の名称（代金請求記録との日付・数量の一致・不一致） | 左記不一致の場合の差異の内容 | 出荷記録－申請事業を営む事業所に係る旨の記載 | 当該事業所の「売上高」事業別取引集計表への計上記録（事業分類方法の合致） |
| 川口事業所 | ×× | ×× | ×× | 請求書控（一致） | － | 運送会社送り状（一致） | － | あり | あり（取引集計表の事業分類及び取引記録に記載された部署による分類：合致） |
| 金融機関通帳（不一致・記録なし） | ×××（※１）(※２) |
| 千代田事業所 | ×× | ×× | ××× | 請求書控（一致） | ― | 運送会社送り状（一致） | － | あり | あり（取引集計表の事業分類及び取引記録に記載された部署による分類：不一致）(※３) |
| 金融機関通帳（一致） | ××× |
|  |  |  |  | 申請事業所に関する取引集計が、事業分類に合致しているものであることを確認しました。 |  |  |  |  |  |

（※１）不一致の理由について、会社から、「．．．．」のとおり説明を受けた。
（※２）当該取引を含む売上債権について、私が得意先から直接に残高確認状を徴収し、残高を突合した結果、合致した。
（※３）不一致の理由について、会社から、「．．．．」のとおり説明を受けた。

1. 上記の手続5．について、総勘定元帳の「売上高」勘定に記録された取引のうち、申請事業を営む事業所以外の事業所について、以下のように、取引記録を抽出し、関連記録の提示を会社から受け、各手続を実施した（注[[14]](#footnote-14)）。

|  |  |
| --- | --- |
| 総勘定元帳から抽出した取引記録 | 関連記録 |
| 事業所 | 日付 | 金額（円） | 相手先 | 突合した関連証憑の名称（総勘定元帳との一致・不一致） | 左記不一致の場合の差異金額 | 突合した出荷記録の名称 | 出荷記録－申請事業を営む事業所以外の事業所に係る旨の記載 | 当該事業所の「売上高」事業別取引集計表への計上記録 |
| 丸の内事業所 | ×× | ×× | ×× | 請求書控（一致） |  | 運送会社送り状（一致） | あり | あり |
| ｘｘ | ×× | ×× | ××× | 請求書控（一致） | ××× | 運送会社送り状（一致） | あり | あり |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

申請事業所以外の事業所に関する取引記録が、申請事業所に関するものでは“ない”ことを確認しました。

（第３表　指標関連）

1. 上記の手続６．について、第３表の指標（売上高）の各事業所の事業別金額は、「売上高」事業別事業所別一覧表の当該事業所の事業別金額と合致した。（注[[15]](#footnote-15)）なお、第３表で経済的指標が省略されている事業所については、「売上高」事業別事業所別一覧表において申請事業以外の事業の金額が計上されていない（ゼロとなっている）ことを確認した。

（以　上）

**（別紙）　第3表において、経済的指標として売上高以外の指標を用いる場合の実施した手続の例示及び実施結果の記載例**

**（経済的指標として費用を用いる場合）**

**実施した手続の範囲及び内容**（注[[16]](#footnote-16)）（注[[17]](#footnote-17)）

私は、申請書に記載されている第１表の事業の識別及び売上高並びに第３表の指標の正確性を評価することに限定して実施結果が利用されることを想定し、以下の手続を実施した。

（中略：第1表に関する手続については、先述の手続実施結果報告書記載例に同じ。）

手続６及び７では、第３表に記載した経済的指標が、帳簿記録を基礎としているか、確認します。

（第３表　指標関連）（注[[18]](#footnote-18)）

６.　第３表の指標（費用）の各事業所の事業別金額を、○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までの事業年度に関して会社が作成した「費用」事業別事業所別一覧表の申請事業を営む事業所に該当する金額と突合した。（注[[19]](#footnote-19)）さらに、「費用」事業別事業所別一覧表の費用の全社合計を、同事業年度の総勘定元帳に記載された費用と突合した。（＊）

７.　第3表の指標（費用）に関連して、「費用」事業別事業所別一覧表の申請事業を営む事業所に該当する金額と当該事業所の「費用」事業別取引集計表の合計額を突合した。（＊）

8.　 総勘定元帳の「費用」勘定に記録された取引のうち、申請事業を営む事業所に係る取引記録を事業所ごとに任意に○○件抽出し（注[[20]](#footnote-20)）、抽出した取引記録に記載された費用の金額が、上記７．の「費用」事業別取引集計表に当該事業所の金額として計上されていることを確かめた。また、計上に当たって実施している事業の分類方法が、上記１．において聴取した事業所別・部署別による事業分類の方法と合致していることを確かめた。（＊）

第３表に記載した事業所に係る経済的指標が、手続１．で確認した事業の識別に則して事業ごとに分類されていることを確認します。

**手続の実施結果**（注[[21]](#footnote-21)）

（中略）

（第３表　費用関連）

6.　上記の手続6．について、第３表の指標（費用）は「費用」事業別事業所別一覧表に記載されている費用金額と合致した。（注[[22]](#footnote-22)）また、「費用」事業別事業所別一覧表に記載されている費用の合計金額は、総勘定元帳の「費用」勘定と合致した。

7.　 上記の手続7．について、「費用」事業別事業所別一覧表の申請事業を営む事業所に該当する金額と当該事業所の「費用」事業別取引集計表の合計額は合致した。

8.　上記の手続8．について、総勘定元帳の「費用」勘定に記録された取引のうち、申請事業を営む事業所ごとに、以下のように、取引記録を抽出し、関連記録の提示を会社から受け、各手続を実施した。

|  |  |
| --- | --- |
| 総勘定元帳から抽出した取引記録 | 関連記録 |
| 事業所 | 日付 | 金額（円） | 相手先 | 当該事業所の「費用」事業別取引集計表への計上記録（事業分類方法の合致） |
| 川口事業所 | ×× | ×× | ×× | あり（取引集計表の事業分類及び取引記録に記載された部署による分類：合致） |
| 千代田事業所 | ×× | ×× | ××× | あり（取引集計表の事業分類及び取引記録に記載された部署による分類：不一致）(※１) |
| 申請事業所に関する取引集計が、事業分類に合致しているものであることを確認しました。 |  |  |  |  |

（※１）不一致の理由について、会社から、「．．．．」のとおり説明を受けた。

**（経済的指標として付加価値、出荷額、生産量、出荷量、販売量を用いる場合）**

上記に例示した、売上高又は費用を経済的指標として用いる場合を参照して、通常実施することが想定される手続の他、減免申請を行う事業者による第１表及び第３表の数値の捕捉・集計の実情に応じて必要な手続を立案する。

（以上）

1. （注）公認会計士又は監査法人（公認会計士等）は、日本公認会計士協会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して本業務を実施することができる。この場合、「業務依頼者以外の実施結果の利用者」に関しては、同実務指針A10項及びA11項を参照する。また、表題を「合意された手続実施結果報告書」とする他、本文例の実施者の肩書、見出し、業務依頼者及び業務実施者の責任、職業倫理及び品質管理等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。 [↑](#footnote-ref-1)
2. （注）または、「代表取締役　　ｘｘｘｘｘ　殿」とする。 [↑](#footnote-ref-2)
3. （注 ）減免の適用年度（申請の翌年度）を記入する。（例：令和6年11月申請の場合、令和7年） [↑](#footnote-ref-3)
4. （注）公認会計士等が業務を行う場合には、〔日本公認会計士協会専門業務実務指針4400〕を参考として、例えば、次のような表現を追加することができる。

「なお、手続を追加して実施した場合、又は手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性がある。」 [↑](#footnote-ref-4)
5. （注 ）本業務において、通常実施することが想定される手続の他、減免申請を行う事業者による第１表及び第３表の数値の捕捉・集計の実情に応じて、必要な手続を例示している。
なお、通常実施することが想定される手続については、各手続の末尾に（＊）を付している。 [↑](#footnote-ref-5)
6. （注 ）各手続において示されている書類（例えば、「売上高」事業別事業所別一覧表）は例示に過ぎず、必ずしもこれらの名称の書類を使用することを求めるものではない。減免申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情に応じた書類を使用することができる。 [↑](#footnote-ref-6)
7. （注 ）事業所・製品別等、採用されている事業の識別方法の実情に合わせて記載する。 [↑](#footnote-ref-7)
8. （注 ）会社が連結財務諸表監査を受けており、セグメント会計基準に基づく数値を作成報告している場合には、第1表の売上高の金額を「売上高」事業別事業所別一覧表の該当する事業の「売上高」合計と突合した上で、計算書類との突合に代えて、「売上高」事業別事業所別一覧表と「連結売上高」会社別事業別一覧表において関連する売上高の突合、「連結売上高」会社別事業別一覧表と連結財務諸表注記「セグメント情報」において関連する売上高金額の突合手続を行うことができる。 [↑](#footnote-ref-8)
9. （注）抽出件数としては、（事業所ごとの抽出件数5件＊事業所数）又は（合計抽出件数25件）のいずれか少ない件数を満たすこととする。 [↑](#footnote-ref-9)
10. （注）抽出件数は最低10件とする。なお、申請事業を営む事業所以外の事業所がない場合には手続は実施しない。 [↑](#footnote-ref-10)
11. （注）会社が、第３表の経済的指標として売上高を用いている場合の手続を例示している。
なお、売上高以外を経済的指標として用いる場合の手続の例示及び実施結果の記載例については、別紙を参照する。 [↑](#footnote-ref-11)
12. （注）第３表で経済的指標の記載が省略されている事業所については、この手続に代えて、「売上高」事業別事業所別一覧表において申請事業以外の事業の金額が計上されていない（ゼロとなっている）ことを確かめる手続を実施する。 [↑](#footnote-ref-12)
13. （注）会社が計算書類等について監査を受けており、数値を裏付けるために監査に使用された帳憑や監査対象とされた取引を活用して手続を実施することができる。 [↑](#footnote-ref-13)
14. （注）申請事業を営む事業所以外の事業所がなく、手続5．を実施しない場合には、これについての手続実施結果も記載しない。

 [↑](#footnote-ref-14)
15. （注）第３表で経済的指標の記載が省略されている事業所については、この手続の実施結果に代えて、「売上高」事業別事業所別一覧表において申請事業以外の事業の金額が計上されていない（ゼロとなっている）かどうかを記載する。 [↑](#footnote-ref-15)
16. （注 ）本業務において、通常実施することが想定される手続の他、減免申請を行う事業者による第１表及び第３表の数値の捕捉・集計の実情に応じて必要な手続を例示している。
なお、通常実施することが想定される手続については、各手続の末尾に（＊）を付している。 [↑](#footnote-ref-16)
17. （注 ）各手続において示されている書類（例えば、「費用」事業別事業所別一覧表）は例示に過ぎず、必ずしもこれらの名称の書類を使用することを求めるものではない。減免申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情に応じた書類を使用することができる。 [↑](#footnote-ref-17)
18. （注）会社が、第３表の経済的指標として費用を用いている場合の手続を例示している。 [↑](#footnote-ref-18)
19. （注）第３表で経済的指標の記載が省略されている事業所については、この手続に代えて、「費用」事業別事業所別一覧表において申請事業以外の事業の金額が計上されていない（ゼロとなっている）ことを確かめる手続を実施する。 [↑](#footnote-ref-19)
20. （注）抽出件数としては、（事業所ごとの抽出件数5件＊事業所数）又は（合計抽出件数25件）のいずれか少ない件数を満たすこととする。 [↑](#footnote-ref-20)
21. （注）会社が計算書類等について監査を受けており、数値を裏付けるために監査に使用された帳憑や監査対象とされた取引を活用して手続を実施することができる。 [↑](#footnote-ref-21)
22. （注）第３表で経済的指標の記載が省略されている事業所については、この手続の実施結果に代えて、「費用」事業別事業所別一覧表において申請事業以外の事業の金額が計上されていない（ゼロとなっている）かどうかを記載する。 [↑](#footnote-ref-22)